

## 協定項目 1 2 号 資料

### 事務組織及び機構の取扱いについて

#### 1. 協議項目の要旨・留意点

- 本庁、支所における事務組織及び機構等の取扱いについて、協議する。
- 住民福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化等に留意し、住民サービスの向上を図る。
- 本地区には、島嶼部があることを踏まえ、より機能的な機構に配慮する。
- 市民に対しては、合併前後に著しい変化を与えないように配慮する必要がある。
- 先進例のほとんどが行っているように、協議会で整備方針等を確認し、合併時まで具体的な調整を行うこととする。

#### 2. 提案の理由

- 新市において、より機能的、かつ効果的な組織・機構とするため、整備方針を策定し、その趣旨に沿った内容で提案する。

#### 3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。

このため、新市発足後は、当面次の 2 段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

(1) 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。

(2) 平成 13 年 4 月からは、議会事務局のほか、市長部局 9 部、教育委員会部局 2 部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

< 新市における組織・機構の整備方針 >

地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

市民の声を適正に反映することができる組織・機構

市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構

指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

新市の行政組織・機構は以下の事項を基本として、合併 6 か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- （ 1 ）市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- （ 2 ）簡素で効率的な組織・機構
- （ 3 ）新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- （ 4 ）指揮命令系統が明確な組織・機構
- （ 5 ）地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- （ 6 ）新たな行政課題を見据えた組織・機構

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

#### 新町行政組織・機構の整備方針

新町における行政組織・機構は、次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化することは困難な状況にある。

しかしながら、合併の主旨をふまえ合併の効果を最大限活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が分かりやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 緊急時に即応できる組織・機構

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

**【総括調整方針】**

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- （１）新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- （２）市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- （３）市民の声を適正に反映することができる組織機構
- （４）簡素で効率的な組織機構
- （５）新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- （６）指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- （７）地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- （８）新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

**【個別整備方針】**

- （１）新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては 2 市 2 町の現有庁舎を有効活用する。
- （２）徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- （３）本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。  
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- （４）2 市 2 町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- （５）2 市 2 町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。  
また、委員構成等については、2 市 2 町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

#### 4. 参考法令等（条文等抜粋）

##### 地方自治法（抜粋）

###### 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

###### 第138条の3（執行機関の組織の原則）

- 1 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

###### 第138条の4（委員会・委員及び附属機関の設置）

- 1 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

###### 第155条（支庁・地方事務所・支所等の設置）

- 1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

**【参考】**

地方自治法第4条第2項（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

**【行政実例】**

支所は市町村内の特定区域を限り主に市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

（昭和23・11・20行政実例）

第158条（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第171条（出納員及び会計職員）

6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

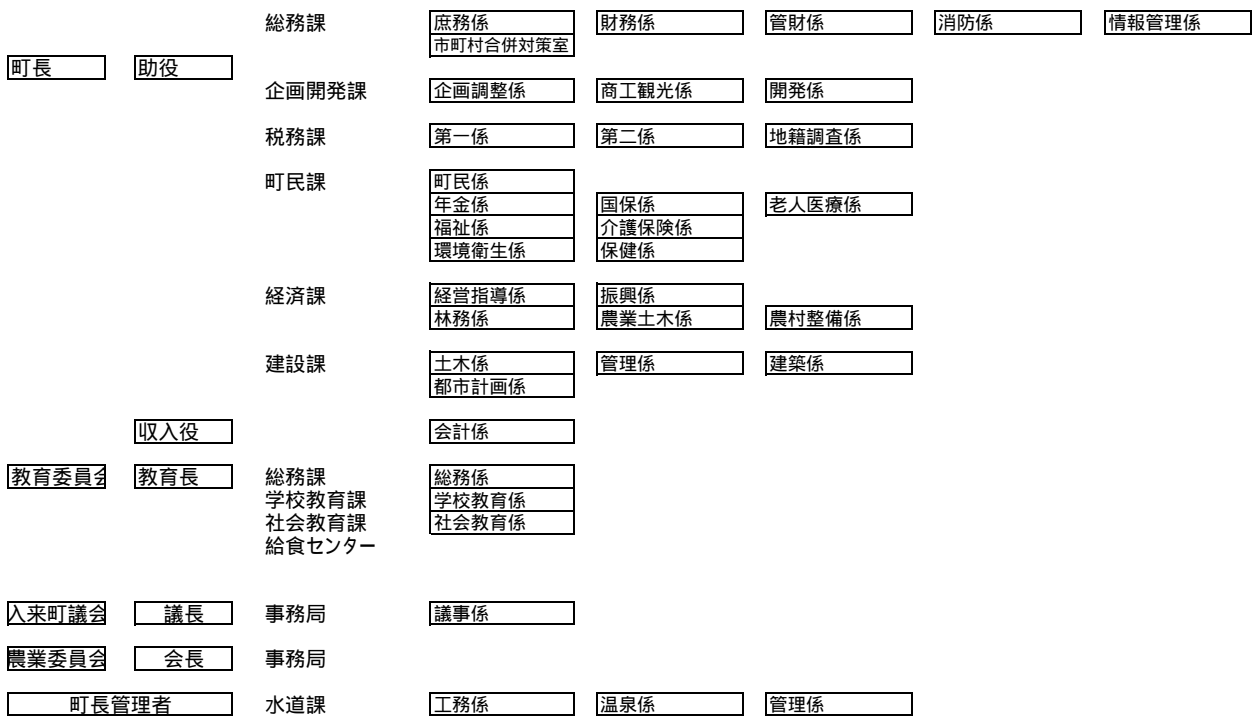
# 川内市行政組織図

執行機関	市長	事務助役	総務部	総務課 東京事務所 財政課 自治振興課 税務課 市民課	国際交流係 管財用度係 広聴広報係 税制係 家屋係 戸籍係	人事厚生係 財政係 防災係 収納係 住民係	秘書係 市民税係 国民年金係	文書法制係 土地係		
			企画経済部	企画課 市町村合併対策課 情報推進課 農林水産課 商工観光課	男女共同参画係 市町村合併対策係 事務管理係 農政係 水産係 商業運輸係	企画開発係 行政情報係 営農指導係 企業・港振興係	地域情報係 畜産係 観光イベント係	林務係		
			保健福祉部	福祉課 保健所 和光園	社会福祉係 高齢者福祉係 管理係 管理係	看護係	児童福祉係 障害福祉係 (福祉事務所)			
			技術助役	建設部	土木課 都市計画課 下水道課 用地課 区画整理課 耕地課	国保介護課 生活環境課 クリーンセンター 市民健康課 健康センター	国保医療係 市民生活係 施設管理係 予防係 管理係	介護給付係 環境係 保健指導係	原子力対策係	
			収入役			建設部	土木課 都市計画課 下水道課 用地課 区画整理課 耕地課	管理係 計画係 管理係 用地係 区画整理1係 基盤整備係	建設係 公園緑地係 下水道係 地籍調査係 区画整理2係 基盤維持係	維持係 建築係 住宅係 区画整理3係
			教育委員会	教育長	事務局	事務局	会計課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化課 市民スポーツ課	審査出納係 総務係 指導係 管理係 文化振興係 管理係	学校施設係 学事係 社会教育係 文化財係 スポーツ振興係	保健体育係 文学館係 健康スポーツ係
						教育機関	中央公民館 歴史資料館 少年自然の家 図書館 視聴覚ライブラリー 給食センター 小学校 中学校 幼稚園	(社会教育課兼) 歴史資料館係 管理係 図書館係 (図書館兼) 管理係	研修指導係 調理係	
			議決機関	市議会	事務局	選挙管理委員会	選挙係			
						公平委員会	(監査事務局兼)			
						監査委員	第1監査係 第2監査係			
農業委員会	農政係 農地係									
固定資産評価審査委員会	水道局 管理課 工務課	管理係 給水係				業務係 施設係 浄水係				
			議事係							

### 樋脇町行政組織図



### 入来町行政組織図



### 東郷町行政組織図

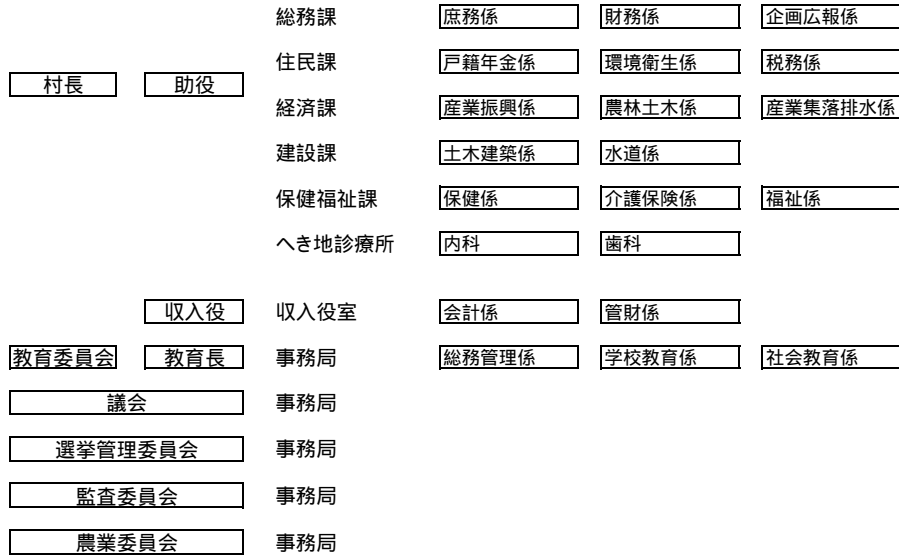
	総務課	庶務係	合併対策室	財政係	管財係
町長	助役	企画課	企画係	開発係	情報推進係
	税務課	税務係	固定資産税係	地籍調査係	
	町民課	保健衛生係	福祉係	介護保険係	住民係
	経済課	農政係	商工観光係	特産営農係	林務係 耕地係
	建設課	管理係	土木係		
	水道課	水道係	工務係		
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課	総務係		
		学校教育課			
		学校給食共同調理場			
		社会教育課	社会教育係 (派遣社旗教育) (社会教育指導員)		
		学校	幼稚園 小学校 中学校		
議会		事務局	庶務係 監査		
選挙管理委員会			書記		
監査委員会			書記		
農業委員会		事務局	農政農地係		
固定資産評価審査委員会			書記		

### 祁答院町行政組織図

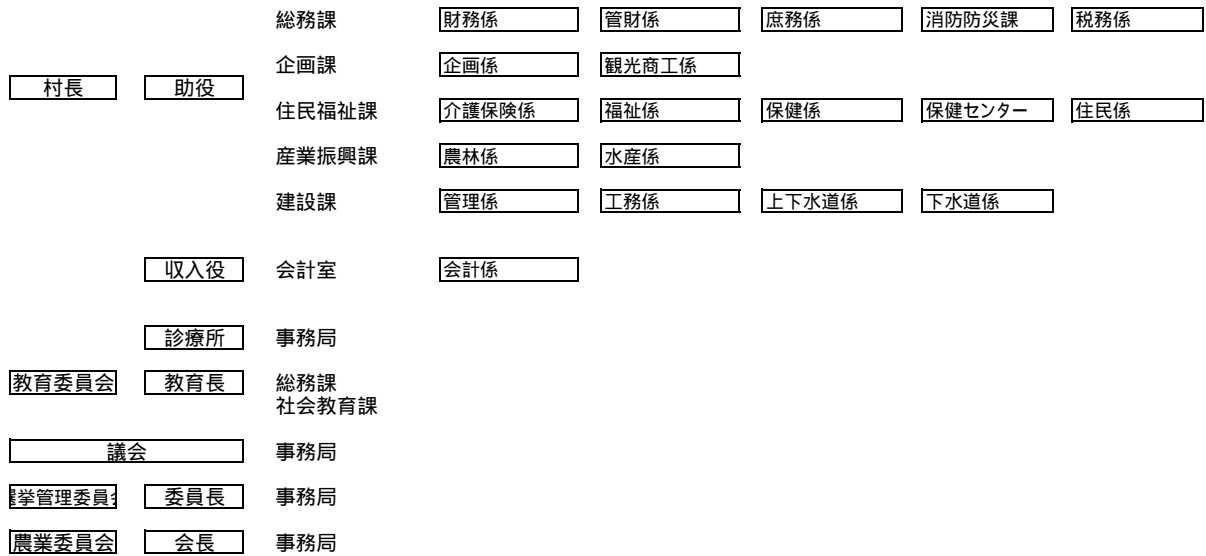
	総務課	庶務・財政係	財務係	合併推進係	給与電算係
町長	助役	企画開発課	企画開発係		
	税務課	税務係	地籍係		
	住民課	保健係	国保衛生係	福祉係	戸籍係
	経済課	農政係	耕地係	林政係	休養施設管理係 竜仙館
	建設課	土木管理係			
	水道課	水道係			
	収入役	会計係			
教育委員会	教育長	総務課			
		学校教育課			
		社会教育課	社会教育係		
町議会		事務局	書記		
監査委員			書記		
運営管理委員会			書記		
農業委員会		事務局			



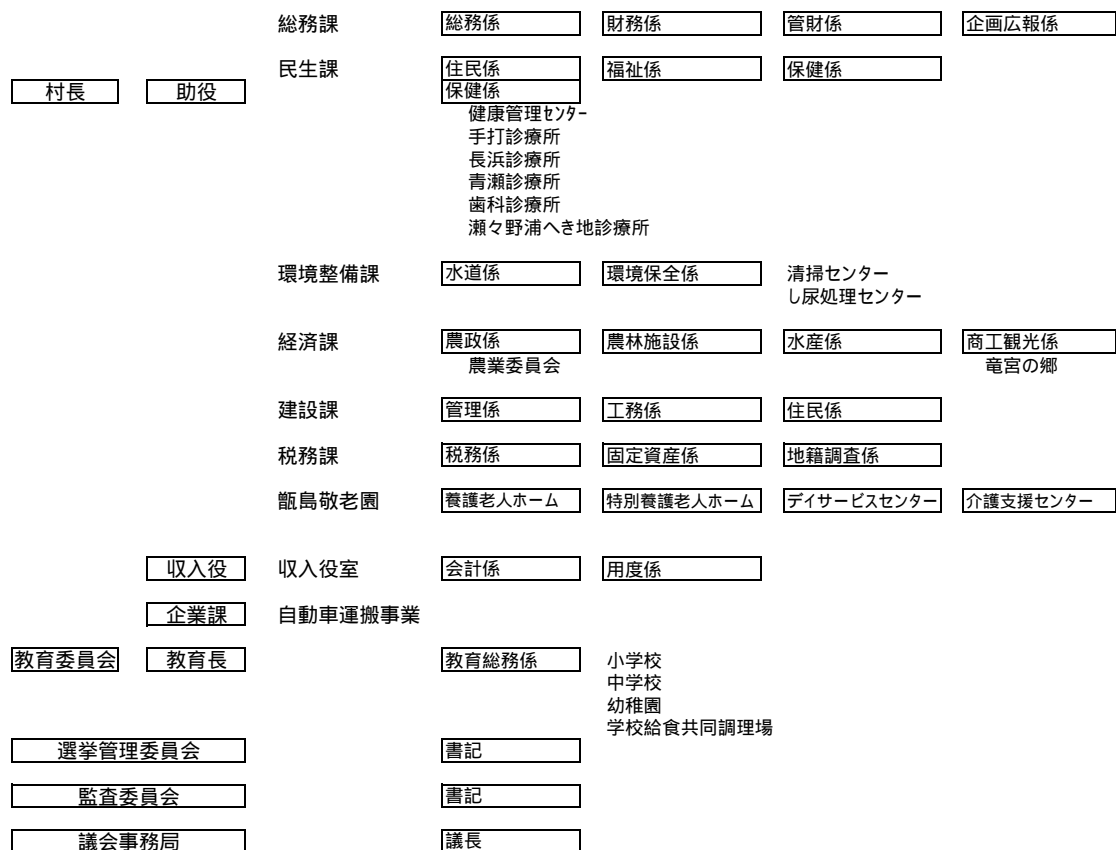
### 里村行政組織図



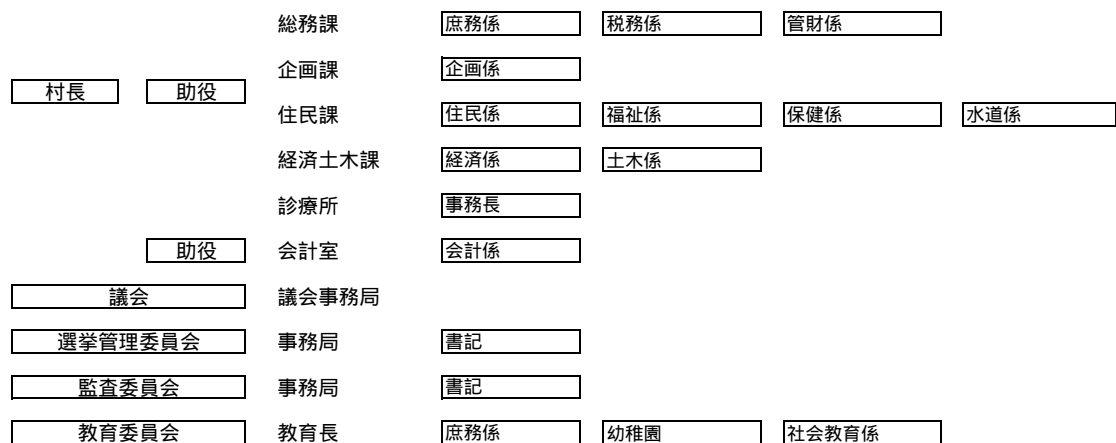
### 上甕村行政組織図



### 下甌村行政組織図



### 鹿島村行政組織図



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会	
調整方針（案）	関係市町村内におかれている付属機関等については、原則として統合するものとする。 なお、独自におかれているものについては、その地域性などの実態を考慮し整備するものとする。			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
<p>1議会（議会事務局）</p> <p>2川内市土地改良事業運営審議会（耕地課）</p> <p>3川内市青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>4川内市住居表示等審議会（都市計画課）</p> <p>5川内市農政企画審議会（農林水産課）</p> <p>6川内市林業振興推進協議会（農林水産課）</p> <p>7川内市特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>8川内市行政改革推進委員会（情報推進課）</p> <p>9川内市総合開発審議会（企画課）</p> <p>10川内市交通災害共済審議会（生活環境課）</p> <p>11川内市非常勤職員等公務災害補償等認定委員会（総務課）</p> <p>12川内市非常勤職員等公務災害補償等審査会（総務課）</p> <p>13川内市予防接種健康被害調査委員会（市民健康課）</p> <p>14川内市同和対策事業審議会（福祉課）</p> <p>15川内市水道事業運営審議会（水道局）</p> <p>16教育委員会（教育委員会）</p> <p>17川内市立学校通学区域・適正規模等審議会（学校教育課）</p> <p>18川内市心身障害児童・生徒就学審議会（学校教育課）</p> <p>19川内市文化財保護審議会（文化課）</p> <p>20川内市立学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 樋脇町交通安全町民会議（総務課）</p> <p>4 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>5 樋脇町防犯組合連合会（総務課）</p> <p>6 特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>7 行政相談委員（総務課）</p> <p>8 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>9 自治公民館連絡協議会（総務課）</p> <p>10 有線放送審議会（企画課）</p> <p>11 ふるさと活性化委員会（企画課）</p> <p>12 定住促進審議会（企画課）</p> <p>13 樋脇町進行計画審議会（企画課）</p> <p>14 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>15 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>16 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>17 介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>18 保険推進協議会（住民課）</p> <p>19 食生活改善委員会（住民課）</p> <p>20 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>21 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>22 人権擁護委員（住民課）</p> <p>23 保護司会（住民課）</p> <p>24 衛生自治団体連合会（住民課）</p> <p>25 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>26 青少年健全自治会議（住民課）</p> <p>27 高齢者サービス調整チーム委員会（住民課）</p> <p>28 樋脇町地域ケア会議（住民課）</p> <p>29 青少年育成推進指導員（住民課）</p> <p>30 青少年問題協議会（住民課）</p> <p>31 水田農業経営確立対策推進協議会（経済課）</p> <p>32 農業振興促進協議会（経済課）</p> <p>33 婦人の館運営委員会（経済課）</p> <p>34 観光進行推進協議会（経済課）</p> <p>35 林業進行推進協議会（経済課）</p> <p>36 除間伐推進委員会（経済課）</p> <p>37 有馬鳥獣対策協議会（経済課）</p> <p>38 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム（経済課）</p> <p>39 都市計画審議会（建設課）</p> <p>40 教育委員会（教育委員会）</p> <p>41 P T A 連絡協議会（教育委員会）</p> <p>42 校外生活指導連絡会（教育委員会）</p> <p>43 子ども会育成連絡協議会（教育委員会）</p> <p>44 文化協会（社会教育課）</p> <p>45 社会教育委員 兼：公民館運営審議会委員（社会教育課）</p> <p>46 文化財保護審議会委員（社会教育課）</p> <p>47 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>48 地区公民館長会（社会教育課）</p> <p>49 体育協会（社会教育課）</p> <p>50 女性団体連絡協議会（社会教育課）</p> <p>51 スポーツ少年団連絡会（社会教育課）</p> <p>52 農業委員会（農業委員会）</p>	<p>1 入来町議会（議会事務局）</p> <p>2 入来町プロジェクトチーム（全課）</p> <p>3 入来町行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>4 入来町特別職報酬等審議会（総務課）</p> <p>5 入来町町防犯協議会（総務課）</p> <p>6 入来町防火会議（総務課）</p> <p>7 入来町交通安全母の会（総務課）</p> <p>8 入来町選挙管理委員会（総務課）</p> <p>9 入来町明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>10 入来町交通安全対策会議（総務課）</p> <p>11 入来町振興計画審議会（企画開発課）</p> <p>12 入来町同和資金融資対策協議会（企画開発課）</p> <p>13 入来町企業誘致推進協議会（企画開発課）</p> <p>14 入来町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>15 入来町観光協会（企画開発課）</p> <p>16 入来町特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>17 入来町納税組合（総務課）</p> <p>18 入来町固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>19 入来町民生委員・入来町児童委員（町民課）</p> <p>20 入来町健康づくり推進協議会（町民課）</p> <p>21 入来町介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>22 入来町予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>23 入来町民生委員推薦会（町民課）</p> <p>24 入来町人権擁護委員（町民課）</p> <p>25 入来町食生活改善推進協議会（町民課）</p> <p>26 入来町衛生自治団体連合会（町民課）</p> <p>27 入来町有害鳥獣駆除対策協議会（経済課）</p> <p>28 入来町米生産調整対策推進協議会（経済課）</p> <p>29 入来町特産農産物開発推進委員会（経済課）</p> <p>30 入来町森林整備地域活動支援推進会議（経済課）</p> <p>31 入来町がけ地危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>32 入来町教育委員会（教育委員会）</p> <p>33 入来町就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>34 入来町立学校通学区域審議会（教育委員会）</p> <p>35 入来町小学校統合問題審議会（教育委員会）</p> <p>36 入来町奨学生選考委員会（教育委員会）</p> <p>37 副田校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>38 入来校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>39 朝陽校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>40 大馬越校区青少年問題協議会（教育委員会）</p> <p>41 入来商業高校振興対策協議会（教育委員会）</p> <p>42 入来町社会教育委員の会兼公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>43 入来町公民館分館運営委員審議会（社会教育課）</p> <p>44 入来町社会教育指導員（社会教育課）</p> <p>45 入来町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>46 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会（社会教育課）</p> <p>47 入来町郷土館運営審議会（社会教育課）</p> <p>48 入来町図書館運営審議会（社会教育課）</p> <p>49 入来町立小学校及び中学校の施設の開放に関する運営協議会（社会教育課）</p> <p>50 入来町体育指導員会（社会教育課）</p> <p>51 入来町青少年問題協議会（社会教育課）</p> <p>52 入来町学校給食センター運営審議会（学校給食センター）</p>	<p>1 議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 ふるさとづくり促進審議会（企画課）</p> <p>5 合併研究懇話会（総務課）</p> <p>6 固定資産評価審議会（総務課）</p> <p>7 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>8 明るい選挙推進協議会（総務課）</p> <p>9 農業委員会（農業委員会事務局）</p> <p>10 社会教育委員会（社会教育課）</p> <p>11 教育委員会（教育委員会総務課）</p> <p>12 公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>13 文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>14 スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>15 体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>16 学校給食運営審議会（学校給食共同調理場）</p> <p>17 東郷町観光協会（経済課）</p> <p>18 民生委員・児童委員（町民課）</p> <p>19 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>20 地籍調査推進協議会（総務課）</p> <p>21 予防接種健康被害調査委員会（町民課）</p> <p>22 農政審議会（経済課）</p> <p>23 消防費しゅつ金等審査委員会（総務課）</p> <p>24 防火会議（総務課）</p> <p>25 水防会議（総務課）</p> <p>26 青少年問題協議会（町民課）</p> <p>27 振興計画審議会（企画課）</p> <p>28 老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（町民課）</p> <p>29 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>30 水道運営審議会（水道課）</p> <p>31 土地対策委員会（企画課）</p> <p>32 国民健康保険運営協議会（町民課）</p>	<p>1 町議会（議会事務局）</p> <p>2 監査委員（議会事務局）</p> <p>3 特別報酬審議会（総務課）</p> <p>4 行政改革推進委員会（総務課）</p> <p>5 選挙管理委員会（総務課）</p> <p>6 防火会議（総務課）</p> <p>7 消防費しゅつ金審査委員会（総務課）</p> <p>8 災害対策本部（総務課）</p> <p>9 交通安全対策会議（総務課）</p> <p>10 祁答院町土地対策委員会（企画開発課）</p> <p>11 祁答院町長期策定審議会（企画開発課）</p> <p>12 固定資産評価委員会（総務課）</p> <p>13 特別土地保有税審議会（総務課）</p> <p>14 民生委員・児童委員（住民課）</p> <p>15 祁答院町青少年問題協議会（住民課）</p> <p>16 祁答院町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民課）</p> <p>17 予防接種健康被害調査委員会（住民課）</p> <p>18 民生委員推薦会（住民課）</p> <p>19 国民健康保険運営協議会（住民課）</p> <p>20 町地域ケア会議（住民課）</p> <p>21 祁答院町農業金融運営協議会（経済課）</p> <p>22 がけ下危険住宅移転促進審議会（建設課）</p> <p>23 建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会（建設課）</p> <p>24 温泉審議会（水道課）</p> <p>25 教育委員会（教育委員会）</p> <p>26 町障害児就学指導委員会（教育委員会）</p> <p>27 町スポーツ振興審議会（社会教育課）</p> <p>28 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>29 町社会教育委員（教育委員会）</p> <p>30 町体育指導委員会（社会教育課）</p> <p>31 町公民館運営審議会（社会教育課）</p> <p>32 町文化財保護審議会（社会教育課）</p> <p>33 農業委員会（農業委員会事務局）</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い	【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）			
里村	上甌村	下甌村	鹿島村
【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】	【付属機関の種別（担当課）】
1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 振興計画審議会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 交通安全村民会議（総務課） 11 防災会議（総務課） 12 郷土誌編さん委員会（総務課） 13 固定資産評価委員会（住民課） 14 人権擁護委員（住民課） 15 国民健康保険運営協議会（住民課） 16 民生委員推薦会（保健福祉課） 17 保護司会（保健福祉課） 18 民生委員・児童委員（保健福祉課） 19 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（保健福祉課） 20 健康づくり推進協議会（保健福祉課） 21 予防接種健康被害調査委員会（保健福祉課） 22 食生活改善推進員協議会（保健福祉課） 23 地域ケア会議（保健福祉課） 24 農業委員会（経済課） 25 水産業振興協議会（経済課） 26 下水道推進協議会（経済課） 27 国民宿舍こしきしま社跡利用検討委員会（経済課） 28 農業振興地域整備促進協議会（経済課） 29 自治公民館館長連絡協議会（教育委員会） 30 教育委員会（教育委員会） 31 社会教育委員（教育委員会） 32 青少年育成推進指導員（教育委員会） 33 体育指導員（教育委員会） 34 体育協会（教育委員会） 35 婦人会（教育委員会） 36 文化財保護委員会（教育委員会） 37 学校給食共同調理場運営委員会（教育委員会） 38 子ども会育成連絡協議会（教育委員会） 39 障害児就学指導委員会（教育委員会） 40 スポーツ少年団連絡会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政改革推進委員会（総務課） 4 公平委員会（総務課） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 明るい選挙推進委員会（総務課） 7 防犯協会（総務課） 8 特別職報酬等審議会（総務課） 9 行政相談委員（総務課） 10 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 11 総合振興計画審議会（企画課） 12 土地開発公社社審議委員会（企画課） 13 上甌村自然保護審議委員会（企画課） 14 マラソン大会実行委員会（企画課） 15 固定資産評価委員会（総務課） 16 納税貯蓄組合（総務課） 17 特別土地保有税審議会（総務課） 18 民生委員・児童委員（住民福祉課） 19 上甌村老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（住民福祉課） 20 上甌村高齢者福祉施策計画委員会（住民福祉課） 21 上甌村障害者福祉計画策定検討委員会（住民福祉課） 22 予防接種健康被害調査委員会（住民福祉課） 23 民生委員推薦会（住民福祉課） 24 人権擁護委員（住民福祉課） 25 国民健康保険運営協議会（住民福祉課） 26 国民年金協会（住民福祉課） 27 農業委員会（産業振興課） 28 上甌村構造政策会議（産業振興課） 29 みどり推進協議会（産業振興課） 30 上甌村交通安全対策会議（企画課） 31 教育委員会（教育委員会） 32 村心身障害児就学指導委員（教育委員会） 33 共同調理場運営委員（教育委員会） 34 社会教育委員（教育委員会） 35 社会教育指導員（教育委員会） 36 体育指導委員（教育委員会） 37 文化財保護審議委員会（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 公平委員会（総務課【委託】） 5 選挙管理委員会（総務課） 6 総合計画審議会（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 消防賞しゅつ金審査委員会（総務課） 10 役場連絡員会（総務課） 11 固定資産評価委員会（税務課） 12 納税貯蓄組合（税務課） 13 民生委員・児童委員（民生課） 14 予防接種健康被害調査委員会（民生課） 15 民生委員推薦会（民生課） 16 人権擁護委員（民生課） 17 国民健康保険運営協議会（民生課） 18 農業委員会（経済課） 19 沿岸漁業構造改善協議会（経済課） 20 交通安全対策会議（総務課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財保護審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会） 25 青少年問題協議会（民生課） 26 共同調理場運営委員（教育委員会）	1 村議会（議会事務局） 2 監査委員（議会事務局） 3 行政組織等改善対策審議会（総務課） 4 選挙管理委員会（総務課） 5 明るい選挙推進委員会（総務課） 6 防災会議（総務課） 7 特別職報酬等審議会（総務課） 8 行政相談委員（総務課） 9 区長会（総務課） 10 固定資産評価委員会（総務課） 11 特別土地保有税審議会（総務課） 12 交通安全対策会議（企画課） 13 振興計画審議会（企画課） 14 民生委員・児童委員（住民課） 15 予防接種健康被害調査委員会（住民課） 16 民生委員推薦会（住民課） 17 人権擁護委員（住民課） 18 保護司会（住民課） 19 国民健康保険運営協議会（住民課） 20 国民年金推進委員会（住民課） 21 教育委員会（教育委員会） 22 社会教育委員（教育委員会） 23 文化財審議会（教育委員会） 24 体育指導員（教育委員会）

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 2 事務組織及び機構の取扱い		【付属機関】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）				
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
		53 入来町隣保館運営審議会（町民課） 54 入来町地域ケア会議（町民課） 55 入来町行政合理化委員会（総務課） 56 入来町災害対策本部（総務課） 57 入来町水防協議会（総務課） 58 入来町交通安全対策会議（総務課） 59 入来町職員安全衛生委員会（総務課） 60 入来町地籍調査推進委員会（税務課） 61 入来町社会教育委員会（社会教育課） 62 入来町国民健康保険運営協議会（町民課） 63 入来町農業構造改善事業協議会（経済課） 64 入来町農村地域工業導入促進審議会（経済課） 65 入来町農村総合整備事業推進協議会（経済課） 66 入来町農業振興地域整備促進協議会（経済課） 67 入来町林業構造改善事業協議会（経済課） 68 入来町林業振興推進協議会（経済課） 69 入来町都市計画審議会（建設課） 70 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理審議会（建設課） 71 入来町都市計画事業温泉場土地区画整理評価委員会（建設課）		
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	12 事務組織及び機構の取扱い	【公共施設呼称(類似施設)】	総務部会 事務管理分科会
調整方針(案)	関係市町村における類似施設については、市民が分かりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性向上を図るため、その呼称を統一する。		

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
1 本庁舎	本庁・支所	川内市役所 樋脇町役場 入来町役場 東郷町役場 祁答院町役場 里村役場 上飯村役場 下飯村役場 鹿島村役場	支所:一部管理部門を除いた総合的な業務を行う支所とする。
2 支所・出張所	出張所	祁答院町黒木支所 祁答院町蘭牟田支所 樋脇町市比野出張所	
3 し尿処理施設	環境センター	西薩環境センター 下飯村し尿処理場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
4 清掃施設	クリーンセンター	川内市クリーンセンター 上飯村クリーンセンター 下飯村清掃センター 鹿島村ごみ焼却場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
5 火葬施設	葬斎場	川内市葬斎場 飯島衛生管理組合火葬場(里) 平良火葬場 下飯村火葬場 鹿島村葬斎場	一部事務組合等の協議によってはこの限りではない。
6 下水道処理施設	浄化センター	川内市宮里処理場 中飯中野浄化センター(上飯) 片野浦処理施設 鹿島村地域し尿処理施設	有人施設
7 幼稚園施設	幼稚園 現在のとおり	(各市町村立) 幼稚園 小学校付属幼稚園	
8 保育所施設	保育園	川内市立保育所 里村へき地保育所	
9 健康保健増進等施設	保健センター 現市町村名に「保健センター」を続ける。 例:東郷町保健センター 東郷保健センター	保健センター(川内・入来・東郷・祁答院・上飯) 保健福祉センター(樋脇) 健康管理センター(下飯)	すこやかふれあいプラザ等の呼称は施設名に続き使用できる。
10 主な老人福祉施設	高齢者福祉センター 現市町村名に「高齢者福祉センター」を続ける。	入来町高齢者福祉センター 里村高齢者生活福祉センター 上飯村老人福祉センター 下飯村高齢者生活福祉センター 鹿島村高齢者生活福祉センター	

施設区分	新たな施設名	現在の施設名	備 考
11 診療所	診療所	診療所(川内・黒木・祁答院・里・上飯・下飯・鹿島)	
12 総合運動公園	総合運動公園	総合運動公園(川内・樋脇・上飯) 総合体育施設(東郷)	
13 その他体育施設	現市町村名に体育施設名を続ける。 例:上飯村立体育館 上飯体育館	総合体育館・体育センター・武道館・弓道場・庭球場・運動公園・グラウンド・プール・B & G海洋センター・ゲートボール場等	サンアリーナせんだい等の呼称は施設名に続き使用できる。
14 主な勤労者福祉施設	勤労者福祉センター 青少年ホーム 共同福祉施設	入来勤労者福祉センター 川内市勤労者青年ホーム 東郷共同福祉施設 祁答院共同福祉施設	アミティプラザ東郷等の呼称は施設名に続き使用できる。
15 給食施設	給食センター	給食センター(川内・樋脇・入来) 共同調理場(東郷・祁答院・下飯・鹿島村)	
16 ホール施設	文化ホール	川内市民会館 入来町文化ホール	サンフラワーいりき等の呼称は施設名に続き使用できる。
17 中央公民館	生涯学習センター 現市町村名に「生涯学習センター」を続ける。 例:樋脇町中央公民館 樋脇生涯学習センター	中央公民館 祁答院町農村環境改善センター	
18 郷土資料施設	郷土館	郷土館(樋脇・入来) 郷土資料館(上飯) 歴史民族資料館(下飯)	
19 (地区・校区)公民館	地区コミュニティセンター 現地区名に「地区コミュニティセンター」を続ける。	地区公民館・校区公民館・自治公民館・コミュニティセンター・集会所・地区集会所等	

上記施設は関係市町村施設のうち主なものであり、同類で異なる呼称のものを列挙した。  
一部事務組合施設については便宜的に新市施設として列挙しているが、今後事務組合等との協議により検討されるものである。